

第8回太平洋・島サミット成功に向けた提言

本年は当財団が日本で太平洋島嶼国首脳を招いて開催した太平洋島嶼国会議から30年、日本政府による第1回太平洋・島サミット開催から21年にあたる。

近年、太平洋島嶼国は、各国の人材を基盤に、発言力を持つブロックとして国際社会に認識されている。特に漁業や気候変動分野における発言力は顕著である。日本は、世界の情勢変化の下、同じ価値観を有する海洋国家として、太平洋島嶼国との信頼関係を深化し、国、地域、世界規模の課題に共に取り組むべき時代となった。

一方、当財団は、太平洋島嶼国各国の政府機関や地域機関、現地有識者との人的ネットワークを通じ、現地に日本に対する「率直な対話機会の醸成」や「現地の変化への理解」の期待が高まっていることを確認した。これを受け、当財団は民間外交を通じた新しい時代の日本と太平洋島嶼国の関係構築に向け、2016年9月にカッティングエッジ・プロジェクトを開始した。

同プロジェクトの下、非公開ラウンドテーブル「PALM7首脳宣言に対する日本と太平洋島嶼国間の認識のギャップを探る」(2017年6月。太平洋島嶼国各国駐日大使館、太平洋島嶼国有識者、日本人有識者ら参加)、シンポジウム「第8回太平洋・島サミットに向けた提言」(2018年1月。太平洋島嶼国9カ国、3地域機関参加)を開催した。

本提言は、一連の議論の結果を基に、当財団が太平洋島嶼国側の関心が高い5分野(「気候変動」、「持続可能な開発」、「海洋と海」、「経済関係」、「PALMプロセスの進化」)についてまとめたものであり、基本的にフィジー共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、トンガ王国の各駐日大使館、キリバス共和国、バヌアツ共和国、ソロモン諸島の各外務当局、南太平洋観光機構(SPTO)、太平洋電力協会(PPA)、メラネシアン・スピアヘッドグループ(MSG)の支持を得ているものである。

本年5月に開催される「第8回太平洋・島サミット」を機に本提言を活かし、同じ価値観を有する海洋国家である日本と太平洋島嶼国の関係強化を求める。

なお、現在も、PALM首脳宣言をより実践的なものとするため、PALM関連会議に現地事務局である太平洋諸島フォーラム事務局(PIF)以外のCROP(太平洋地域機関評議会)機関やその他の地域機関、MSGなどのサブ地域機関をオブザーバー参加できるようにし、PALMプロセスを日本を中心としたより包摂的な枠組みとする提言案について、太平洋島嶼国駐日大使館、各国政府機関や地域機関、現地有識者と議論を重ねている点を申し添える。

提言1 気候変動

太平洋島嶼国の自助努力を前提としつつ、

- (1) 太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) に設立される太平洋気候変動センターを活用し、緑の気候基金 (GCF) などさまざまな気候変動資金への申請手続きなどを支援すること。
- (2) 太平洋島嶼国が直面している気候変動による自然災害等の「今そこにある脅威」について情報発信を行うこと。
- (3) 災害時に活動した我が国 NGO のノウハウを太平洋島嶼国の NGO と共有すること。

提言2 持続可能な開発

- (1) 太平洋島嶼国の労働者を円滑に受け入れる法的整備を行うこと。
- (2) 太平洋島嶼国の女性や青年を対象に、経済活動参画のための技術取得支援を行うこと。
- (3) 教育、観光、インフラ維持管理、経済分野について、太平洋島嶼国間の相互協力に対する支援を行うこと。
- (4) 太平洋島嶼国における海洋エコツーリズムを含む持続可能な観光の実現に向け、南太平洋観光機構 (SPTO) と連携し、各国の持続可能な観光開発データ収集やモニタリング支援を行うこと。
- (5) 持続可能な電力インフラを実現のために、太平洋電力協会 (PPA) と連携し、太平洋島嶼国各国と協力をする事。

提言3 海洋と海

- (1) 海洋環境の現状、問題点の認識を共有し、問題解決に向けた保全、利用、管理等について太平洋島嶼国各国と日本の対話と協力を促進すること。
- (2) 漁業の背景となる海洋資源の現状とその管理、漁業がもたらす経済効果を踏まえた対話と協力をを行うこと。
- (3) 海上保安能力の強化の協力をを行うこと。

提言4 経済関係

太平洋島嶼国の自助努力を前提としつつ、

- (1) 太平洋諸島センター (PIC) と連携し、太平洋島嶼国産品の輸入障壁の原因を分析し、その解決に向けた対応をすること。
- (2) 太平洋諸島センター (PIC) と連携し、太平洋島嶼国の民間観光部門による日本市場におけるプロモーション活動を支援すること。
- (3) 我が国中小企業による太平洋島嶼国への投資促進のため、投資保護協定の締結等の環境整備を図ること。
- (4) 我が国中小企業による太平洋島嶼国への投資促進のため、太平洋諸島センター (PIC) と連携し、太平洋島嶼国貿易協定 (PICTA) やメラネシアンスピアヘッドグループ自由貿易協定 (MSGFTA) の情報を日本国内に提供すること。

提言5 PALMプロセスの進化

- (1) 太平洋・島サミット首脳宣言における目標を達成するため、同首脳宣言に対応する詳細な行動・実施計画を作成すること。
- (2) 太平洋・島サミット首脳宣言における目標達成に向けた取り組みを適切にフォローアップするため、日本政府に PALM を専任する担当デスクなどのフォーカルポイントを常設すること。

2018年3月9日

公益財団法人 笹川平和財団